

# 関西遺族会ネットワーク

## 規 約

## 関西遺族会ネットワーク 規約

(名称)

第1条 このネットワークの名称は、関西遺族会ネットワーク（以下、遺族会ネット）とする。

(事務所)

第2条 遺族会ネットは、主たる事務所を龍谷大学短期大学部黒川研究室に置く。

2 遺族会ネットは、前項のほか、必要に応じその他の事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 このネットワークは大切な方との死別を経験した人が、必要とする情報にたどり着き、安心して悲嘆に向き合うことができる場を持てる社会の実現を目的とする。

※遺族会とは（遺族のこころのケアを目的に運営し、遺族の「分かち合い」を行っているグループ）を指す。

(事業)

第4条 遺族会ネットは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 遺族会を運営もしくは、運営しようとしている団体や個人などのネットワーク構築事業

(2) 遺族会活動についての周知広報活動

(3) 遺族会運営に携わる人材育成事業

(4) その他前条達成のために必要な事業

(登録団体)

第5条 遺族会ネットの登録団体は、関西地区（大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山の2府4県）に活動の主体を置き活動している、もしくは活動を始めようとしている団体とする。

(登録の廃止)

第6条 登録団体が次の各号の一に該当するに至ったときは、登録を廃止する。

(1) 脱退の意思を表明したとき。

(2) 団体が消滅したとき。

(3) 継続して一年以上、交流会等の活動に参加しなかったとき。

(4) 継続して6か月以上連絡が不通となったとき。

(運営委員)

第7条 この会に次の運営委員を置く。

代表者 1名 黒川雅代子

運営委員 若干名 石倉紘子 大河内大博 田上克男 出崎躍 福井智行

会計監査 1名 服部彩花

(選任等)

第8条 運営委員は、登録団体の役員の中より、登録団体代表の互選により選出される。

(任期等)

第9条 運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員及び監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。